

## 農福連携に関する包括連携協定書

我が国の農業を支える基幹的農業従事者は、年々高齢化が進行し、年齢構成では70歳以上の層がピークになるなど、農業分野での労働力の確保は喫緊の課題となっています。一方で、障害者等の働く意欲の高まり等を背景に、障害者等の働く場が確保され、活躍の場が社会全体に広がることが期待されています。

農福連携は、これらの課題解決に向けて、農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営を発展させるとともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する重要な取組です。

令和元年6月4日には、農福連携等推進会議において「農福連携等推進ビジョン」が取りまとめられました。当該ビジョンにおいては、官民を挙げた取組を実践することで、我が国の食や地域を支える農業の発展や障害者等の一層の社会参画等が促進されるとともに、様々な分野に取組のウイングが広がり、地域共生社会の実現に繋がっていくことが期待されています。

農福連携の推進に当たっては、農福連携のメリットの発信や戦略的なプロモーションの展開による認知度の向上、農業者と障害者等のニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築や障害者等が働きやすい環境の整備・専門人材の育成等による取組の促進、関係団体等における優良な取組事例の横展開等の推進による取組の輪の拡大が必要です。

このため、一般社団法人全国農業協同組合中央会（以下「甲」という。）、一般社団法人日本農福連携協会（以下「乙」という。）及び農林水産省（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、農福連携の推進に資するため、次のとおり包括連携協定を締結します。

### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、包括的な連携のもと相互に協力し、農業分野での障害者等の雇用や就労を通じて、より一層の地域の活性化及び共生社会の実現に寄与することを目的として本協定を締結する。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1) 農福連携の全国的な展開と定着に関する事
- (2) 障害者等の雇用就労の促進に関する事
- (3) 農福連携の質の向上と対象領域の拡大に関する事
- (4) その他必要と認められる事項に関する事

### （協定の継続等）

第3条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議し、その内容を定めるものとする。

2 甲、乙又は丙は、本協定上の他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了することができる。

### 附 則

本協定は、これを締結する日から実施する。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月19日

甲 一般社団法人 全国農業協同組合中央会  
代表理事会長

中家 徹

乙 一般社団法人 日本農福連携協会  
会長理事

皆川 芳嗣

丙 農林水産大臣

野上 浩太郎